

## 宿泊約款（2016.6.16）

### （適用範囲）

#### 第1条

1 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

### （宿泊契約の申込み）

#### 第2条

1 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### （宿泊契約の成立等）

#### 第3条

1 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただくことがあります

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

### 第4条

1 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

### 第5条

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当館の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当館の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (9) 宿泊しようとする方が、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。
- (10) 宿泊する権利を他譲渡する目的で、宿泊の申し込みをしたとき。
- (11) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (12) 各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

## (宿泊客の契約解除権)

### 第6条

1 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、特別料金で契約した宿泊契約解除の違約金は別途定めることとします。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当館の契約解除権)

### 第7条

1 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
- (6) 宿泊客が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。
- (7) 第3条第2項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。
- (8) 宿泊客が泥酔等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当館の運営を阻害するとき、又は他のお客様もしくは当館の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9) 宿泊する権利を譲渡、又は譲渡しようとしたとき。
- (10) この約款又は当館の利用規則に反するとき。
- (11) 各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## (宿泊の登録)

### 第8条

1 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所、電話番号及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、割引券、クーポン等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## (客室の使用時間)

### 第9条

1 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においても、客室を利用できる時間は午後4時から翌朝11時までとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 3 時間までは、室料相当額の 3 分の 1
- (2) 超過 6 時間までは、室料相当額の 2 分の 1
- (3) 超過 6 時間以上は、室料相当額の全額

3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の 70%とします。

#### (利用規則の遵守)

##### 第 10 条

宿泊客は、当館内においては、当館の利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間の遵守)

##### 第 11 条

1 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示等で御案内いたします。

フロントサービス 8 : 00 - 22 : 00

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

#### (料金の支払い)

##### 第 12 条

1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 2 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、現金またはクレジットカードにより宿泊客の到着の際または当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### (当館の責任)

##### 第 13 条

1 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

### 第14条

1 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

### 第16条

1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、当館は原則として発券日を含め7日間保管し、その間にお客様から返還の申し出がなされなかった場合、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、飲食物等廃棄物に類すると判断したものは、当館で任意に処分させていただきます。

3 当館は、置き忘れられていた手荷物又は携帯品について、適切な処理を行うために、その中身を任意に点検することができ、お客様がこれに異議を述べることはできないものとします。

4 金銭その他の貴重品は貴重品ロッカーをご利用いただきます。貴重品ロッカーの利用は利用者の自己責任にて管理していただきます。滅失または毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

## (駐車場の責任)

### 第17条

当館は駐車場はございません。

## (宿泊客の責任)

### 第18条

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1

	不泊	3 日前	5 日前	7 日前	14 日前
一般(6名まで)	100%	100%	70%	50%	0%
団体(7名以上)	100%	100%	100%	100%	100%

【備考】

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（7名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の14日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきませいたしません。

別表第 2

宿泊料金	基本宿泊料金	室料およびサービス料
	追加料金	飲食料金及びその他の利用料金
	税金	消費税

【備考】 基本宿泊料は、ホームページに掲示する料金表によります。